

海外経済要録

米州諸国

◇米国、預金金利規制の適用を一時停止

1. 米国連邦準備制度理事会は6月23日、10万ドル以上・期間30~89日の単数満期大口定期預金について、預金金利最高限度規制(レギュレーションQ)の適用(注)を24日以降当分停止する旨発表した。

(注) 従来の最高限度は

30~59日	6.25%
60~89〃	6.5〃

2. 連邦準備制度は今回の措置の理由につき、「ペントラルの破産等によって現在金融市場(とくにコマーシャル・ペーパー市場)に生じつつある不安感に伴い、商業銀行に対する短期の借入れ需要が異常に増大する可能性があることを考慮し、この際銀行がかかる借入れ需要に対処しうるよう配慮を加えることが市場調整上望ましいと判断した旨の説明を行ない、同時に本措置により銀行貸出が増加しても、それがコマーシャル・ペーパー市場等からの借入れ経路の変化によるものであるかぎり信用の総量は増加せず、したがって、インフレ抑制の基本目的と矛盾しないと強調している。

なお連邦預金保険会社(FDIC)は、連邦準備制度の措置に対応し即日、連邦準備制度非加盟付保険の商業銀行に対しても同一内容の措置を実施した。

◇米国、金融債に対する規制を改正

1. 連邦準備制度理事会は6月29日、加盟銀行発行の金融債(subordinated note or debenture)に対する規制を次のとおり改正し、翌30日から実施すると発表した。

(1) 従来、期間2年をこえる金融債については、金利規制(レギュレーションQ)および支払準備規制(レギュレーションD)の適用を除外していたのを、500ドル以上、期間7年以上のものに限り適用外とすることに改める。

(2) これら規制適用外金融債の発行は、監督機関(国法銀行は通貨監督官、州法銀行は連邦準備制度理事会)の承認を要することとする。

(3) 券面上に、当該債務は預金ではなく、連邦預金保険会社(FDIC)の保険が付されていないうえ無担保であり、弁済の際には預金者の債権のほうが優先すること、および発行銀行から貸付を受ける際の担保とはな

りえないことを明記することを義務づける。

2. 同理事会によれば、本改正は「資本的資金(capital-type funds)と預金的資金(deposit-type funds)とを明確に区分するため」と説明されており、昨秋来金融引締めの抜け道として加盟銀行の間で小額(100~500ドル)・中期(30か月前後)の金融債発行により、資金吸収を図る動きが散見されていたことに対処し、規制を強化したものである。

◇カナダ、変動相場制移行と公定歩合の引下げ

1. カナダ当局は5月31日、変動相場制に移行するとともに、公定歩合を7.5%から7.0%に引き下げ6月1日から実施すると発表した。当局は変動相場制移行をただちにIMFに通告したが、これに対しIMFは、できるかぎり早い機会に固定平価に復することを希望する旨の声明を発表した。

2. 本件に関するベンソン蔵相の説明要旨次のとおり。

「本措置は、年初来カナダ・ドルが著しく強調を呈し、公的準備が過去5か月間に12億ドル以上も増加(SDR配分額を除く)したことに対処したものである。

公的準備の増加は年初来の経常収支の大黒字と外国資本市場における長期借入れによる大量の資本流入の結果であるが、この傾向が続ければ、大規模な投資を誘発して国際通貨制度が破壊的影響を受け、投機家に不当な利益をもたらすおそれがある。今回の決定はこうした事態を防止するため必要であった。」

また公定歩合引下げにつき、カナダ銀行のラズミンスキー総裁は、「本措置は、カナダ・ドルの為替レートに関する政府決定および最近の経済情勢に照らして実施したものであり、現在遂行中のインフレ抑制策を緩和する趣旨のものではない」と述べた。

3. 本措置実施直後、NY市場におけるカナダ・ドル直物は96~97米セント程度で推移している。

一方金融市場では、公定歩合引下げと歩調を合わせ短期金利は下げ足を速め、一流銀行のプライム・レートは8.5%から8.0%に、CD金利は7.5%から7.0%にそれぞれ引き下げられた。

欧州諸国

◇EEC、委員会職務分担を決定

7月3日、EEC委員会はマルファッチ新委員長以下の職務分担を次のように決定した。

委員長 マルファッチ(イタリア) 総務全般

副委員長 マンスホルト(オランダ) 農業

バール(フランス) 経済金融
ハフェルカンプ(西ドイツ) エネルギー、
ユーラトム
委 員 コッペ(ベルギー) 社会問題、運輸、人事、
予算会計
ドニオ(フランス) EEC拡大構想調整
スピネリ(イタリア) 産業問題、科学技術
政策
ボルシェッチ(ルクセンブルク) 競争政
策、地域政策、広報
ダーレンドルフ(西ドイツ) 対外関係、通
商問題

◇英国、保守党内閣の成立

英国の総選挙は6月18日に実施され、保守党が労働党を押えて6年ぶりに政権を獲得した(獲得議席数、保守党330、労働党287、自由党5、その他とも計628)。これに伴い新首相にはEdward Heathが就任、主閣僚が次のとおり選任された(組閣完了6月20日)。

内相(Home Secretary)
Reginald Maudling
外相(Foreign Secretary)
Alec Douglas-Home
蔵相(Chancellor of the Exchequer)
Iain Macleod
大法官(Lord Chancellor)
Quintin Hogg
枢密院議長兼下院議員総会長

(Lord President of the Council and Leader of the Commons) William Whitelaw
国防相(Secretary of State for defence)
Lord Carrington
社会保障相(Secretary of State for Social Services)
Keith Joseph
ランカスター公領相(Chancellor of the Duchy of Lancaster)
Anthony Barber(EC担当)
技術相(Minister of Technology) Geoffrey Rippon
雇用生産性相(Secretary of State for Employment and Productivity)
Robert Carr
教育科学相(Secretary of State for Education and Science) Margaret Thatcher

住宅地方行政相(Minister of Housing and Local Government) Peter Walker
農相(Minister of Agriculture) James Prior
商相(President of the Board of Trade) Michael Noble

◇英国、本年第1四半期の国際収支を発表

大蔵省は6月9日、本年第1四半期の国際収支を発表した。これによると基礎的収支は119百万ポンド(季節調整済み)と4四半期連続の黒字を記録、この結果1969年度の基礎的収支黒字額は、606百万ポンドと英國政府がIMFにコミットした黒字額(300百万ポンド)の2倍に達した。また第1四半期には短期資本の流入が多額に上ったこともあって、期中約10億ポンドの対外債務返済が行なわれた。

英 国 の 国 際 収 支

(単位・百万ポンド、季節調整済み)

	1969年				1970年		1969 年度
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第1 四半期	
貿易収支	△ 157	△ 126	△ 70	19	20	32	33
輸出	7,056	1,652	1,733	1,817	1,854	1,891	7,304
輸入	7,152	1,745	1,788	1,795	1,824	1,859	7,243
米軍用機支払	61	33	15	3	10	—	28
貿易外収支	572	149	144	128	151	112	527
経常収支	415	23	74	147	171	144	560
長期資本収支	△ 17	△ 81	18	81	△ 35	△ 25	46
基礎的収支	398	△ 58	92	228	136	119	606

◇西ドイツ、ブンデスバンクの先物介入

ブンデスバンクの先物市場への介入は、昨年9月28日以来中止されていたが、同行は6月15日、先物介入を再開した。今次先物市場への介入は、従来の介入がスワップ方式で行なっていたのに対し、アウトライ特取引のかたちで行なわれた点が特色である。

今回の先物市場への介入は、カナダ・ドルの変動相場制移行を契機に、ドイツ・マルクについて変動幅拡大、再切上げ等のルーラーが発生、月初来短資が大量に流入したため(西ドイツの外貨準備高は6月中約9.5億ドル増加)、マルクに対するおもわくを封じ、投機的資金の流入抑制、流出促進を図ろうとしたものであり、ブンデスバンクは直物介入点の下限(3.63マルク)より若干高めの

先物の買いオファーを出したといわれる。

◇西ドイツ、最低準備率の引上げ

1. ブンデスバンクは7月1日、最低準備率を一律15%引き上げ同日付けで実施することを決定した。今回の引上げは、最近における海外短資の流入による国内流動性の増大をある程度吸収することをねらいとしたもので、所要準備の増加額は約30億マルクと推定されている。
2. 本措置に関するブンデスバンクのコメントは要旨次のとおり。

(1) 今回の措置は、景気の過熱、とくに最近の大幅貨上げに基づくインフレ高進の危険にかんがみ引締め堅持が必要との考えに沿って採られたものである。

なお、今回の引上げ率の決定は、中小企業金融に対する影響も考慮のうえ行なわれたものである(注)。

(注) 今次措置に先立ちブンデスバンクは、6月18日、準備率の引上げを予告し、その際「引上げ幅は10~20%程度で、最終的には今後の財政面からの措置、金融情勢の推移などを検討したうえ決定する」旨述べていた。

- (2) 政府は最近減税法案の上程を繰り延べたが、財政面の対策としてはまだ不十分であり、今後経済安定成長法の発動(注)を含む新たな対策が策定されることを希望する。

(注) ここでは同法26条をさしているものと思われる。同条によって連邦政府は、特別償却、高率の償却等を認めない旨の政令を公布する権限および連邦参議院の同意のもとに、所得税率を上下10%の範囲内で変更する権限が付与されている。

西ドイツの最低準備率

(単位・%、カッコ内は旧準備率)

(注1) 金融機関の規模 (百万マルク)	当座性債務(注2)		定期性 債 務	貯蓄預金(注2)	
	I	II		I	II
1,000 以上	12.05 (10.45)	9.25 (8.05)	8.35 (7.25)		
100~1,000未満	11.10 (9.65)	8.35 (7.25)	7.40 (6.45)	6.15 (5.35)	5.15 (4.45)
10~ 100 ヶ	10.20 (8.85)	7.40 (6.45)	6.50 (5.65)		
10 ヶ	9.25 (8.05)	6.50 (5.65)	5.55 (4.85)		

(注1) 「金融機関の規模」は対象となる債務残高の規模による。

(注2) I ……中央銀行の支店・出張所所在地の金融機関

II ……その他の地域の金融機関

(注3) 1970年4月1日以降、非居住者債務のうち、基準時点(3月6日または2月中の4基準日〔7日、15日、23日、28日〕の平均)の残高をこえる部分につき、追加的に30%の最低準備率を課す。

の延長と部分的手直し、賦払信用規制の一部緩和および銀行預金利の一部引上げ等を決定した。新措置の概要是次のとおり。

(1) 市中貸出規制

イ、銀行の貸出限度額を、7月以降についても従来同様68年9月末を基準(100)として以下の範囲内に抑制する。ただし、輸出、設備、建築関係の中期信用でフランス銀行が流動化可能と認めるものおよびモーゲージ市場(marché hypothécaire)適格分については、これまでどおり本規制の対象外とする。

1970年7月末 108

8 ヶ 107

9 ヶ 107

10 ヶ 108

11 ヶ 107

12 ヶ 110

(本年6月末 107)

ロ、上記の規制対象外貸出のうち、

(i) 設備関係で、フランス銀行が流動化可能と認めるものについては、これまでの別枠規制(本年1月から6月までの間の増加率を前年末残高比6%以内に抑制)を7月以降撤廃する。

(ii) 建築関係で、フランス銀行が流動化可能と認めるものについては、本年下半期中の増加率を6月末比8%以内にとどめる(上半期中は前年末比6%以内)。

(iii) モーゲージ市場適格分については、下半期中における増加額を上半期同様毎月265百万フランに抑える。

ハ、上記規制対象貸出のうち、

(i) 住宅貯蓄(epargne logement)制度に基づく住宅建築資金新規貸付については、規制の対象から除外する。

(ii) 短期輸出信用については、下半期中、本年1月末現在の残高を基準にその2.0%(1ヶ月当り)までの増加分につき、貸出規制の対象から除外する(従来は1.5%まで対象外)。

(2) 賦払信用規制

営業用設備(équipement professionnel)および営業用自動車について、頭金率を40%から30%に軽減する。ただし、信用供与期間は不变。

	信用供与期間	頭 金 率
ピアノ・家具	21ヶ月(従来)	30%(従来)
ラジオ	18 ヶ(ケ)	30ヶ(ケ)
テレビ	18 ヶ(ケ)	20ヶ(ケ)
2輪車	18 ヶ(ケ)	30ヶ(ケ)

◇フランス、市中貸出規制等を一部手直し

国家信用理事会は6月25日、市中貸出規制の年末まで

乗用車	18か月(従来) 50%(従来)
トラック(3.5トン超)	24ヶ月(従来) 30%(改正)
〃(〃以下)	18ヶ月(〃) 30%(〃)
設備機械および農業用機械	24ヶ月(〃) 30%(〃)

(3) 銀行預金金利

銀行預金のうち、普通預金(compte sur livrets)の利子を4.0%から4.25%に引き上げ、貯蓄金庫(caisse d'épargne)の貯金利子についても4.5%から5.0%(うち基準利子は4.0%から4.25%、報償利子は0.5%から0.75%)に引き上げる。

(4) その他の措置

上記国家信用理事会の決定と並行して、大蔵省は次の措置を発表した。

イ、景気調整基金(Fonds d'Action Conjoncturelle)、については、そのうち、建設、道路関係の凍結資金を一部解除する。

ロ、テレビジョン受像機に対する付加価値税を現行の33%から23%に引き下げる。

◇フランス、為替管理を一部廃止

フランス銀行は、1969年2月に実施した為銀の対外外貨建ポジション規制および規制ラインを超過した為銀に対する超過相当額の預託義務(フランス銀行に米ドル預金として凍結)を、7月1日以降撤廃した。なお、為銀に対する超過相当額の預託義務については、すでに4月24日に超過分の50%とするとの緩和措置が採られている。

これは、公的部門の外貨繰りがこのところ著しく好転していることのほか、ユーロ・ドラー金利の高水準持続によって為銀の預託金に対する為替安定基金の金利負担(ユーロ・ドラー金利を付利)がかさんでいることなどから採られたものといわれている。

◇イタリア、IMF債権を日本に譲渡

イタリア大蔵省は6月下旬、同国とのIMF債権250百万ドルを、IMFの承認を得て日本に譲渡することとした(注)。本債権は1966年8月11日、IMFとイタリアとの間の特別取決めに基づいてイタリアが取得したものである。

今次措置は、國際収支の悪化に伴う流動的な外貨準備の減少に対処したものとみられている(「国別動向」参照)。ちなみに、同国の金・外貨準備は4月末現在51.2億ドルに上っているが、そのうち金(29.8億ドル)とIMF

ポジションが相当部分を占めている。

(注) 6月26日に125百万ドル、7月10日に125百万ドルそれぞれ譲渡実行済み。

◇スイス、輸出預託金制度案国会を通過

政府提案の輸出預託金制度案は、6月9日上院を、同17日下院をそれぞれ通過した。

本制度は、輸出代金の一部を凍結することにより、流動性の吸収を図るとともに、輸出コストを高めて過度の輸出を押えることを目的としたものである。スイスでは、西ドイツなどE E C諸国向けを中心とする輸出の伸長(本年1~5月中前年比13%増)や輸出産業における設備投資の盛行を主因に、景気過熱、物価上昇を招いており、今次措置はこうした事態に対処するためのものである。

なお、本制度案については、政府が本年2月提案した当初案が議会の反対により差しもどされ、修正の後再提案された経緯があり、このため内容は当初案に比べかなり後退したものとなっている。

同制度の概要是次のとおり。

(1) 農産物を除く輸出につき、輸出業者から輸出額の最高5%相当額(当初案では一率5%)を中央銀行に預託させる(預託金は無利息)。

ただし輸出額が1件当たり5千スイス・フラン以下(当初案では1千スイス・フラン以下)のものについては適用を免除する。

(2) 預託金は遅くとも5年半後の1975年末(当初案では7年以内)までには一括または分割して返還する。返還の時期、分割の度合いなどは、景気の状況等に応じ政府が定める。

なお、本制度は政府が単独で発動時期を決定しうることとなっており、近日中にも発動の予定と伝えられている。

ア ツ ア 諸 国

◇アジア開発銀行、貸出金利を引き上げ

アジア開発銀行は、5月28日、通常資金による貸出金利を年利6.875%から7.5%に引き上げる旨決定した。

今回の措置は、従来他の国際開発金融機関に比し低水準であった同行の貸出金利の調整を主眼とするものであるが、さらにこれにより開銀債の発行コストとの逆さや関係を是正し、起債の円滑化を通じて所要資金の増大を図ろうとするものである。

なお、上記措置に伴う低開発国の金利負担の増加を緩

和するため、同行は約定手数料(融資未使用残高に対して徴収)を年利0.75%から0.5%に引き下げたほか、通常資金貸出と特別資金によるソフト・ローンとの組合せ融資を行なう意向である。

◇香港、為替基金の借り入れ限度を引上げ

香港政府は、6月4日、為替基金(注1)条例(Exchange Fund Ordinance)の一部を改正し、為替基金の借り入れ限度額(注2)を30億香港ドルから35億香港ドルに引き上げることに決定した。これは、貿易収支、観光収入等の好調を背景に増大している香港の民間銀行保有英ポンドの公的準備組入れ枠を拡大し、民間銀行保有英ポンドの価値保証を強化するための措置である。

(注1) 為替基金(Exchange Fund)

これは、1935年に香港が銀本位制を離脱した際に発券銀行から買い上げた銀をもって設立されたが、その後発券銀行に対し、英ポンドを対価とする債務証書を発行することとなり、銀行券発行準備の保管機関としての機能を果たしている。さらに、68年、英國との公的保有英ポンドの価値保証取決めの成立に伴い、香港ドル建債務証書を発行し、これを対価として民間銀行から保有英ポンドを買い上げ、これを公的準備に組み入れることとした。

(注2) 借り入れ限度額の変更推移(単位・億香港ドル)

1968年7月30日	0.3→15.0
12月5日	15.0→30.0
1970年6月4日	30.0→35.0

◇フィリピン、外貨保有に関するガイドラインを制定

フィリピン中央銀行は6月2日、輸出振興の見地から外貨全面集中制度の例外措置として、輸出貢献企業(export-oriented industries)(注)に受取り外貨の一部保有を認めることとし、そのガイドラインを発表した。

(1) 適用範囲

当該企業が輸出により稼得した外貨を、機械、設備、原材料の輸入に使用する場合、一定限度額まで外貨の保有を認める。ただし、上記品目は国内調達が不可能であり、かつ5年以上の延払い輸入であることを要する。

(2) 保有限度

- イ. 償却済み設備の更新を目的とする輸入に使用する場合には、受取り外貨の15%まで。
- ロ. 設備の新設、拡張および原材料の輸入に使用する場合には、受取り外貨の50%まで。
- ハ. ただし、当該企業の四半期中の外貨保有総額は、当該期間中の債務償還額(利子を含む)および原材料の輸入支払額の合計額以下とする。

(注) ①輸出用一次産品生産業者、②国内産の原材料を70%以上使用し、かつ製品の50%以上を輸出する業者、③輸出による外貨収入がこれに要する外貨支出を年間2千ドル以上回っている業者。

◇パキスタン、第4次経済開発5か年計画を発表

パキスタン政府は、6月2日、第4次経済開発5か年計画(1970年7月~75年6月)の大綱を発表した。

その概要は次のとおり。

- (1) 目標成長率(実質)は、前回同様、年率6.5%とするが、今次計画ではとくに、①地域間格差を是正する見地から、東パキスタンの目標成長率7.5%に対して、西パキスタンは5.5%にとどめる、②国際収支の改善を図るため、輸出の増進(年率目標+8.5%)と食糧の増産(8.5百万トン)に努める、③貧困の撲滅を図るために、新規雇用機会の増大措置(7.5百万人)と最低賃金制を実施する、などを重点施策とする。
- (2) 今次計画では従来の民間主導型の経済開発方式を若干修正、政府部門の役割を重視して公共事業の推進や所得再配分政策の実施などに努める。

その資金配分は次のとおり(単位・億ルピー、カッコ内は前回当初計画)。

	政府支出	民間支出	合計
東パキスタン	279(160)	100(110)	379(270)
西パキスタン	166(140)	160(110)	326(250)
合 計	445(300)	260(220)	705(520)

(注) 治水事業支出45億ルピー(前回36億ルピー)は別途計上。

なお計画の所要資金額は750億ルピー(前回比194億ルピー、35%増)に達するため、増税(90億ルピー)などの国内調達のみではまかないきれず、280億ルピー(59億ドル、前回31.5億ドル)に及ぶ外資に依存することとなっている。

共産圏諸国

◇コメコン銀行の活動状況

このほどコメコン銀行は、1969年度営業報告書を発表した。それによれば昨年中とくに注目されるのは、同行が引き続き国際金融市場で交換可能通貨による活発な取引を行ない、かなりの収益をあげていることである。

まず同行の主要業務である決済状況をみると、昨年中の振替ループルによる決済額は、コメコン域内貿易の伸長(輸出入とも前年比9%増)を映じて321億振替ループルと前年の294億振替ループルに対し9%増となった。もっとも、この伸びは68年の11%増には及ばないものの、このように、9%台を維持したことは、コメコン域内の生産の専門化、協同化などの経済協力が一応進展していることを示すものといえよう。

貸出は全体で69年末現在380百万振替ループルと前年比8.1%の増加となっている。このうち加盟国公認銀行

への振替ルーブルによる貸出残は、365.5百万振替ルーブルと11.4%伸びた。その主要対象は決済信用(公認銀行の決済資金の一時的不足を補てんするための貸出で、金利は年2%)であるが、貸出総額に占めるその比重は、前年に比べ若干低下した。一方、協定枠を上回る取引拡大のための貸出は金額、比重ともに増加した。

預金は、69年末現在で当座預金が前年比11%増加したのに対し、定期預金は562.3百万振替ルーブルと前年比

24%の大幅な伸びを示した。このうち65%以上を占める交換可能通貨預金は367.3百万振替ルーブルで前年比21.8%増となった。このような大幅な伸びはコメコン銀行が国際金融市場に積極的に乗り出し、交換可能通貨取引を活発化したことによるものとみられる。すなわち昨年中同行は世界の150の銀行と取引を行ない、その交換可能通貨の取引高は137億振替ルーブルと前年の水準を23.7%上回ったとされている。

コメコン銀行の貸借対照表

(単位・千振替ルーブル)

資産	1967年末	1968年末	1969年末	負債	1967年末	1968年末	1969年末
現金・預け金勘定	231,395	315,264	421,706	資本金・準備金	91,096	91,306	92,867
現金・当座預金	11,077	11,617	15,153	払込済み資本金	89,711	89,711	89,711
預け金	220,318	303,647	406,553	準備金	1,384	1,595	3,156
加盟国銀行への貸出	313,608	351,439	380,285	預金勘定	453,207	573,744	696,942
什器・備品	124	127	129	当座預金	164,309	121,114	134,607
その他の資産	4,320	3,039	4,460	定期預金	288,898	452,629	562,335
合計	549,447	669,869	806,580	借入金			6,696
				その他負債	3,822	3,258	5,947
				純益金	1,322	1,561	4,128
合計	549,447	669,869	806,580	合計	549,447	669,869	806,580